

(要項2)

2022年5月17日最終改訂

AW 畜産農場認証に関する要項

第1 目的

この要項は、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマルウェルフェア畜産」または「AW 畜産」という。）を实践し、一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という。）が定める各々の認証基準を満たす農場を認証することにより、消費者の AW 畜産に対する理解を深め、AW 畜産の普及および推進に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要項において「AW 畜産認証農場」とは、第5の認証を受けた農場をいう。

第3 認証マークの表示

ロゴマーク等の使用に関する要項（要項3）に定める。

第4 認証の新規申請

- 1 協会の正会員である者は、認証の新規申請を行うことができる。
- 2 認証制度に関する基本要項（要項1）の第4に定める者は、認証の新規申請を行うことができない。
- 3 新たに認証を受けようとする者は、認証を受けようとする畜種について、以下に定める書類等を協会に提出しなければならない。
 - (1) 乳牛
 - ①認証申請書（様式1）
 - ②乳牛 AW 農場認証の事前審査用紙（様式 DA1）
 - (2) 肉牛
 - ①認証申請書（様式1）
 - ②肉牛 AW 農場認証の事前審査用紙（様式 BE1）

第5 認証の条件

第4の申請があった場合、審査員による審査の結果、第6の1に定める1年に2回（夏季および冬季）の両方の審査において、次に掲げるすべての条件を満たすと認められる場合には、認証を受けることができる。

- (1) 認証を受けようとする畜種の AW 評価法について、動物、施設および管理の各べ

ースで基準を満たした評価項目の割合が 80%以上であること。なお、協会は必要に応じて AW 評価法を改訂することができる。

- (2) 家畜の由来は原則として、自らの経営内で(1)の認証条件を満たして飼育した自家繁殖育成した家畜とする。やむを得ない理由により、外部から導入をする場合は、家畜の来歴の情報を開示すること。
- (3) 家畜の売買や淘汰、獣医師による治療の記録を3年以上保管していること。
- (4) 関連法令を遵守していること。
- (5) 認証後、5年に1回以上、AWに関する研修会に参加すること。
- (6) AW 畜産認証農場や協会等と協力し、共に AW 畜産の普及および推進に努める意思があること。

第6 認証の審査

- 1 第5の審査は、1年に2回(夏季および冬季)、現地審査により行うものとする。
- 2 審査員は、1の審査を行うため、AW 畜産協会認証審査員に関する規定(規定1)により協会が選任した者とする。
- 3 審査員は、1の審査を行う場合に、認証の申請者に対して、不適合事項を指摘し、改善を求めることができる。
- 4 審査員は、1の現地審査を行う場合に、申請者に関係書類の閲覧を求めるとともに、認証する農場等に立ち入ることができる。

第7 再審査

協会は、認証の申請者が第6の1の審査により、第5の認証の条件を満たさなかった場合は、再審査を行うことができる。ただし、再審査は2回までとする。

第8 認証書の交付・掲示

- 1 協会は、第5の認証を行った場合には、申請者に対して、認証制度の基本要項(要項1)の第8の2に定める認証書を交付する。
- 2 認証を受ける者は、認証書の交付にあたり、認証取得に関する誓約書(様式4)を協会に提出しなければならない。
- 3 認証を受ける者は、認証書の交付にあたり、乳牛の農場認証および食品認証の審査費用(費用 DA)または肉牛の農場認証および食品認証の審査費用(費用 BE)に定める AW 畜産農場認証の審査費用、審査員の旅費(実費)および正会員年会費のすべてを支払わなければならない。
- 4 認証を受けた者は、認証書を当該農場に掲示しなければならない。

第10 認証の有効期間

AW 畜産農場認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

第11 定期監査

- 1 審査員は、第5に定める認証条件の履行状況を確認するために、現地審査を1年に1回行わなければならない。
- 2 認証を受けた者は、前項の規定により行われる定期監査のために、協会から求められた書類を提出しなければならない。
- 3 定期監査は、第6の2から4までの規定を適用する。

第12 認証の更新

- 1 第10の認証の有効期間の満了後、引き続き認証を受けようとする者は、認証の有効期間が満了する日の1年前までに、認証更新申請書（様式2）を協会に提出する。
- 2 認証の更新に係る審査は、第5から第8までの規定を適用する。
- 3 認証の更新に係る認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から3年間とする。

第13 変更の届出

認証を受けた者は、協会に申請した事項を変更したときは、速やかに協会に届け出なければならない。

第14 認証の取消し

認証制度に関する基本要項（要項1）の第13に定める。

第13 認証の辞退

認証制度に関する基本要項（要項1）の第14に定める。

第14 公表

認証制度に関する基本要項（要項1）の第15に定める。

第15 認証を受けた者の義務

認証制度に関する基本要項（要項1）の第16に定める。

第16 審査費用

乳牛の農場認証および食品認証の審査費用（費用 DA）および肉牛の農場認証および食品認証の審査費用（費用 BE）に定める。

第17 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができるものとする。

附則 この要項は、2017年9月1日から施行する。

附則 この要項は、AW畜産認証に関する要項を改名、改訂し2020年8月15日から施行する。

附則 この要項は、2022年5月17日から改定施行する。